# 逐条 山口県文化芸術振興条例

平成20年2月

山口県文化振興課

## 目 次

題名	1
前文	2
第1章 総則	
第1条 目的	$\cdots 4$
第2条 基本理念	5
第1項 県民の自主性及び創造性の尊重	5
第2項 県民が等しく文化芸術活動に参加できる環境の整備	6
第3項 県民と様々な主体の協働による取組	•••• 7
第4項 多様な文化芸術の発展及び国内外への発信	8
第5項 地域の特色ある文化芸術の発展と継承	9
第6項 地域社会の発展の基盤である文化力の向上	$\cdots 1 0$
第3条 県の責務	$\cdots 11$
第1項 施策の総合的な策定及び実施	$\cdots 11$
第2項 県民の意見の反映及び連携の促進	$\cdots 1 2$
第3項 地域振興等と連携した文化芸術の振興	$\cdots 13$
第4条 市町との連携	$\cdots 14$
第5条 県民の役割	••••1 5
第2章 文化芸術の振興に関する基本的施策	
第6条 基本方針	$\cdots 16$
第7条 県民の鑑賞、参加及び創造の機会の充実	$\cdots 17$
第8条 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実	•••• 1 8
第9条 子どもの文化芸術活動の充実	$\cdots 19$
第10条 学校教育における文化芸術活動の充実	$\cdots 20$
第11条 地域の特色ある文化芸術の振興	$\cdots 21$
第12条 交流の促進及び国内外への発信	$\cdots 22$
第13条 担い手の育成及び確保	····· 2 3
第14条 顕彰	$\cdots 24$
第15条 文化施設の充実	2 5
第16条 身近な文化芸術活動の場の充実	2 6
第17条 情報の収集及び提供	•••• 2 7
第18条 民間の支援活動の活性化	28
第19条 推進体制の整備	2 9
第20条 財政上の措置	3 0
第21条 年次報告	3 1
第3章 山口県文化芸術審議会	
第22条 山口県文化芸術審議会	3 2
附則	3 2

•••• 3 3

〇条例・規則全文

## ◇題 名

## 山口県文化芸術振興条例

## ■文化芸術

文化 文化芸術	芸術等	<ul><li>○芸術(文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術その他)</li><li>○芸能(講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、奇術、大道芸その他)</li><li>○伝統芸能(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、地芝居その他)</li></ul>	
	生活文化等	<ul><li>○生活文化(茶道、華道、書道、ファッション、民族衣装、着付、礼道、食文化、造花、押し花、盆栽その他衣食住に関わる文化)</li><li>○国民娯楽(囲碁、将棋、かるた、トランプ、カラオケその他)</li><li>○民俗芸能、伝統行事(民踊、神楽、獅子舞、盆踊りその他)</li><li>○その他(景観、自然環境その他)</li></ul>	

学術、法律、道徳、宗教、スポーツその他の人間の行動様式、習慣等

- ・「生活文化と芸術を中心とする文化」を指す言葉として、「文化芸術」という語を用いる。
- ・「芸術等」とは、プロの芸術家や専門家が行うものだけを指すのではなく、アマチュアや子 どもの取組まで広く含む。
- ・「生活文化」とは、人の衣食住の生活に根ざした幅広い営みを「文化」としてとらえるもの である。
- ・時代の変化等によって生まれる新たな文化芸術のジャンルについても、柔軟に取り入れて運用するものとする。

#### ■文化芸術活動

文化芸術に関する次に掲げる活動

- ① 文化芸術を創造し、これに参加し、又は鑑賞する活動
- ② 文化芸術を保護し、又は文化芸術活動を支援する活動
- ③ 文化芸術を企画し、又はこれを創造する人等を取りまとめ、プロデュースする活動

## ◇前 文

私たちの住む山口県は、三方が海に開け、美しく変化に富んだ地勢に恵まれている。いくたびも歴史の表舞台となったこの地では、古くから多くの人と文物が交流し、中世の大内文化をはじめとする多彩な文化芸術がはぐくまれ、歴史を今に伝える個性豊かなふるさとが形づくられてきた。

この文化的な風土のもと、先哲の教えを受けて輩出した多くの逸材が明治維新の偉業を成し遂げ、我が国の近代化の基礎を造った。その後、戦後の経済発展によって、今日、物質的な豊かさがもたらされたものの、その一方で、経済効率優先の風潮は、人間関係の希薄化を招き、心のゆとりを失わせている。

このような時代にあって、日々の暮らしに潤いを与え、人々に生きる喜びをもたらしてくれる 文化芸術を、一層身近なものとすることが求められている。今こそ、県民一人一人が自信と誇り を持ち、互いの価値観を尊重し、手を取り合って生きていくために、誰もが子どもの頃から文化 芸術に親しむことのできる、真に豊かな社会を創造していかなければならない。

私たちは、これまで培われてきた歴史と伝統を尊重し、多様な文化芸術を生活の中に生かしていくとともに、ふるさと山口県の魅力を内外に発信し、将来にわたり、人々と喜びを分かち合っていきたいと願う。

ここに、私たちは、国民文化祭・やまぐち二〇〇六で発揮された、文化芸術を尊重し、その創造に挑戦する文化維新の精神を受け継ぎ、県民一人一人が燦めく元気県を築くことを決意し、この条例を制定する。

【要旨】山口県は、美しく変化に富んだ山、海、自然に恵まれ、古くから多くの人々や文物が交流してきました。そうして、多彩な文化や芸術がはぐくまれ、歴史の積み重ねを感じさせる個性豊かなふるさとが形づくられてきました。

今日では、経済が豊かになり、世の中には「もの」があふれていますが、その一方では、人と人とのきずなが薄れており、人々の心のゆとりが失われています。

文化や芸術は、生活に潤いを与え、生きる喜びをもたらしてくれます。県民が自信と誇りを 持って、互いに支え合いながら生きていくためには、誰もが子どもの頃から文化や芸術に親し むことができる社会、すなわち、真に豊かな社会をつくっていかなければなりません。

文化や芸術を生活の中に生かし、山口県の魅力を内外に発信することによって、人々と幸せを分かち合うことが、県民の願いです。

そこで、文化や芸術を大切にし、それを創り出していく積極的な心構えをもって、誰もが生き生きと暮らす元気な山口県を築くことを決意して、この条例を制定するものです。

・この条例が、文化芸術を生かした県づくりの基礎となる、歴史的な意義を有する条例であることを 明らかにするため、前文を設け、条例制定の背景や、県民の決意について述べたものである。

#### 〇山口県の豊かな歴史と文化的風土

山口県は、三方が海に開けており、大陸に向けた玄関口であることから、外部から様々な文化が流入するとともに、様々な文化を世界に発信する地理的な条件を備えている。また、日本海、瀬戸内海、中国山地、海岸部の平野や中山間地域など、美しく変化に富んだ地勢に恵まれていることから、地形的にも気候的にも多様な風土に恵まれており、多彩な文化芸術が育つ素地を持っている。

大陸に近く、三方が海に開けているという立地条件によって、この地域は、歴史上、壇ノ浦の戦い、日明貿易、馬関戦争、四境戦争、明治維新、日清講和など、いくたびも激動のドラマの表舞台となってきた。

このような、地理的及び歴史的な条件のもとで、山口県では、古くから多くの人や文物が流入し、また土着の文化と交流し、内外に発信されたことによって、中世の大内文化をはじめとする多彩な文化芸術がはぐくまれてきた。そして今日までの間、それぞれの地域で、長い歴史の蓄積や重みを感じさせるような、個性豊かな郷土が形成されてきたものである。

#### ○経済の発展と社会の現状

このような文化的な風土が、山口県の歴史において、多くの優れた人材を生み出してきたと言える。国の内外に目を向けた優れた指導者によって世に送り出された多くの逸材が明治維新を実現し、政治、法律、産業、教育、文化など様々な分野で我が国の近代化の基礎を造ってきた。

その後、戦後の経済発展によって、我が国は世界有数の経済大国となり、今日、国民は「モノ」の豊かさを味わっている。しかし、その一方で、経済効率を優先する風潮は、人と人との思いやり、信頼、絆といった関係を薄れさせ、人々の心のゆとりを失わせている。

#### 〇文化芸術が果たす役割の重要性

人々に心の安らぎや感動をもたらす文化芸術は、今日のような時代にあっては、日々の暮らしに 潤いを与え、人々に生きる喜びをもたらし、人々を支えるものとして、より一層、我々の生活に身 近なものとする必要がある。

文化芸術に親しみ、活動し、魅力的な文化芸術が生まれ、次代に継承されることは、県民一人一人の自信の源となり、地域の誇りともなるものである。そして、文化芸術は、個性や多様性を重んじる社会の基盤であり、文化芸術を発展させることによって、県民一人一人が互いの価値観を尊重し、支え合いながら生きていくような世の中にすることが可能になる。

そのような社会が、真に豊かな社会である言えるのであり、そのためには、誰もが子どもの頃から文化芸術に親しむことのできるような環境を作ることによって、県民の意識や、日々の生活の隅々にまで文化芸術を根付かせていくことが必要なのである。

#### 〇文化芸術による県づくりの決意

山口県の長い歴史と、多くの先人たちによって培われてきた伝統を尊重し、文化芸術を重んじる 社会を作っていくことは、現代を生きる山口県民の責務である。

多様な文化芸術を自らの日常生活や社会生活の中で生かし、生活行動や経済活動の魅力をも高めていくことによって、山口県の魅力を高めることができる。そして、その魅力を内外に発信し、子孫の代まで将来にわたり、身近な人々、県内の人々、そして国内外の人々と、ともに豊かな文化芸術を楽しみ、生きる喜びを分かち合っていくことが、県民の願いであるといえる。

このような中で、2006年に山口県で開催された、我が国最大の文化の祭典である国民文化祭では、県民の自主的、創造的な力が存分に発揮され、多くの県民が、文化芸術の素晴らしさと可能性を実感したところである。そこで、「文化維新の精神」と名付けられた、文化芸術を尊重し、その創造に挑戦する精神を、これからも受け継ぎ、文化芸術によって県民一人一人が燦めく元気な山口県を築くことが必要である。そこで、文化芸術による県づくりを進めることを決意して、文化政策の推進基盤となる条例を制定するものである。

## 第1章 総則

## 第1条 目的

(目的)

第一条 この条例は、文化芸術の振興について、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かで潤いのある県民生活及び個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【要旨】この条例は、文化芸術の振興の基本となる考え方や、県が果たすべき役割などを定めることによって、文化政策を積極的に進め、県民の暮らしを心豊かな潤いのあるものにするとともに、個性豊かで活力に満ちた地域社会を作ることを目的とします。

- ・条例を制定する意義は、幅広い長期的な視点で文化芸術の振興を進めることにあり、総合的かつ計画的に文化政策を進めることを宣言した規定である。
- ・この条では、文化芸術の振興に関する施策を推進することにより、心豊か(思いやり、優しさ、感性、創造性などが豊かな、個々の人格とその多様性が尊重される)で潤い(ゆとりや趣き)のある県民生活を実現するとともに、個性豊かで活力に満ちた地域社会(地域の特性が発揮され、県民一人一人が元気で、活気があふれている地域社会)の実現に寄与することを定めている。
- ・ここに、文化芸術が生活の質の向上や、ひとづくり・地域づくりに重要な役割を果たすという認識 が示されているものである。

## 第2条 基本理念 (第1項 県民の自主性及び創造性の尊重)

#### (基本理念)

第二条 文化芸術の振興に当たっては、県民の自主性及び創造性が十分に尊重されるとともに、 その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

【要旨】文化芸術を盛んにするためには、県民のやる気やアイデアを大切にし、その力が十分に 発揮されるようにしなければなりません。

- ・文化芸術の発展には、県民の自主性と創造性に裏付けられた、自由な発想が不可欠であり、文化芸 術の個性と多様性が尊重されなければならない。
- ・言い換えれば、行政は、県民の自主的な文化芸術活動の内容に干渉しないものであり、行政が特定 の文化や特定のあり方を県民に押し付けてはならないものである。
- ・文化芸術を創造するのは、県民の自主的かつ主体的な取組によるものであり、国や地方公共団体は、 それをサポートする役割を担っている。
- ・国や地方公共団体の重要な役割は、文化芸術活動を行う者をはじめとする県民の活動を支える基盤 づくりや、県民の能力が遺憾なく発揮されるような環境づくり、条件整備に努めることである。
- ・そこで、県民の自主性と創造性の尊重及び県民の能力発揮を、文化芸術振興の基本理念の第一に定 めたものである。

## 第2条 基本理念 (第2項 県民が等しく文化芸術活動に参加できる環境の整備)

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、及び享受することが人々の生まれながら の権利であることにかんがみ、県民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞 し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければなら ない。

【要旨】文化芸術を創造したり、これを楽しむことは、人々の生まれながらの権利ですから、県 民がどこに住んでいても、文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができるようにしなけれ ばなりません。

- ・文化芸術を創造し、享受することは、日本国憲法第13条に基づく幸福追求権の一つとして、人々の生まれながらの権利であると考えられており、同様の考え方が、文化芸術振興基本法の基本理念においても示されている。
- ・この条例においても、県民が、その居住する地域、年齢その他の条件に関わりなく、等しく文化芸 術活動に参加できるような環境の整備を図ることを基本理念として定めたものである。
- ・文化芸術に関する「権利」の内容として、文化芸術を「創造」(創作し、又は表現すること。)することと、「享受」(鑑賞し、又は体験して楽しむこと。)することの2つが挙げられている。
- ・また、文化芸術活動の形態として、「鑑賞」「参加」「創造」の3つが挙げられている。
- ・具体的な施策としては、山口県総合芸術文化祭などの文化イベントを県内各地で展開することが挙 げられる。
- ・また、県と市町、文化施設等が情報を共有し、連携して事業実施することにより、県民が優れた文 化芸術を鑑賞する機会を、地域に偏らず、積極的に提供することなどが挙げられる。

#### ■参加

受け身的に鑑賞するだけでない、積極的に体験する活動を意味する。また、事業運営に参画したり、文化芸術を支援するような活動が含まれる。

#### ■創造

創作・表現活動だけでなく、企画プロデュースするような活動も含まれる。

#### ■環境の整備

公演・展示等を実施し、県民が参加できる企画を実施し、又は施設を整備充実するなど、様々な方法により機会や場所を整備し、条件を改善し、又は情報を提供すること。

## 第2条 基本理念 (第3項 県民と様々な主体の協働による取組)

3 文化芸術の振興は、県民、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う 団体(以下「文化芸術団体」という。)、文化施設、学校、事業者、市町、県等がそれぞれそ の果たすべき役割を認識し、かつ、協働して取り組まれなければならない。

【要旨】県民、文化芸術団体、文化施設、学校、事業者、市町及び県は、それぞれ、文化芸術の 発展のために自らが果たすべき役割を自覚し、互いに協力して取り組まなければなりません。

- ・文化芸術の振興は、一部の者、特定の者のみの問題ではなく、すべての県民、団体等が役割を担っているものであり、社会全体でともに考え、取り組むべき課題であるということを、基本理念として定めたものである。
- ・特に、学校や事業者も文化芸術の発展を担う重要な主体であるということを明確にしたものである。

区分	範囲	果たすべき役割	
県民		・自主的、創造的な文化芸術活動 ・文化芸術の重要性に対する理解 ・地域の文化芸術活動の発展と継承に対する理解と配慮	
文化芸術団体	※下記		
文化施設	劇場、音楽堂、美術館、 博物館、図書館等	・住民の文化芸術活動の拠点 ・住民が文化芸術を創造、参加、鑑賞できる機会の提供	
学校		・文化芸術に関する教育の推進 ・専門的な人材の育成	
事業者	営利法人、公益法人等	・企業メセナ活動その他の支援活動 ・文化芸術の重要性に対する理解 ・地域の文化芸術活動の発展と継承に対する理解と配慮	
市町		・地域の特性に応じた施策の推進 ・地域の特色ある文化芸術の発展	
県		・県民等の自主的な活動を支える基盤整備、環境づくり ・県民等の連携の促進、体制整備 ・全県規模での文化芸術活動の機会の提供 ・山口県の特色ある文化芸術の発展 ・その他施策の総合的な策定と実施	
その他	国その他の機関又は団体	・文化芸術の重要性に対する理解 ・地域の文化芸術活動の発展と継承に対する理解と配慮	

#### ■文化芸術団体

文化芸術活動に係る次の団体

- ①創作、発表、鑑賞等を行う団体(劇団、合唱団、読書会、鑑賞会、文化ホール友の会等)
- ②支援、研修、相互連絡等を行う団体(文化連盟、文化振興財団、ボランティア団体等)
- ③企画、プロデュース等を行う団体(子ども劇場等)

## 第2条 基本理念 (第4項 多様な文化芸術の発展及び国内外への発信)

4 文化芸術の振興に当たっては、芸術、伝統芸能、民俗芸能、生活文化その他の多様な文化芸 術の保護及び発展が図られるとともに、国内外においてその価値が認められるような文化芸術 が発展するよう考慮されなければならない。

【要旨】文化芸術は多様なものですから、様々な文化芸術を保護し、発展させていかなければなりません。そして、山口県の文化芸術が、国の内外で評価されるように発展させることが必要です。

- ・文化芸術の振興に当たっては、その個性と多様性を尊重することが重要であり、多様な文化芸術の 保護と発展を図ることが、多様性を受け入れる社会や、個人の人格を尊重する社会の形成にもつな がると考えられている。
- ・また、多様な文化芸術や、質の高い文化芸術、個性的な文化芸術に触れたいという県民のニーズは 高いものがある。
- ・更に、山口県の文化芸術を国内外でも評価されるように発展させていくことが、県民の自信を高めるとともに、埋没しない存在感のある山口県づくりに資することとなる。
- ・そこで、我が国やそれぞれの地域で受け継がれてきた伝統的な文化芸術や、新しい文化芸術を保護 し、及び発展させていくとともに、国内外でも評価されるような文化芸術を育てることによって、 山口県の魅力を世界に発信するとともに、本県の文化芸術の内容の充実と水準の向上を図ることを 基本理念として定めたものである。
- ・この条例における「文化芸術」とは、「生活文化と芸術を中心とする文化」を意味するものであり、 伝統芸能と民俗芸能はその中に含まれるところであるが、この条では、本県の歴史と伝統を尊重し、 将来の世代に継承していくことの重要性を表すため、伝統芸能及び民俗芸能についても特記したも のである。
- ・実際の取組としては、山口県総合芸術文化祭や、文化施設の企画などで、多様な分野を取り上げ、 県民に提供することが挙げられる。
- ・また、地域の伝統的な文化芸術の保護や、時代の先端を行く新たな文化芸術への支援も必要である。
- ・国内外で認められるようにする方法としては、積極的な情報発信はもとより、国民文化祭への県内 文化芸術団体の派遣や、国際文化交流への支援その他の方法が挙げられる。

## 第2条 基本理念 (第5項 地域の特色ある文化芸術の発展と継承)

5 文化芸術の振興に当たっては、地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られるとともに、それが県民共通の財産として将来の世代に引き継がれるよう考慮されなければならない。

【要旨】地域の歴史や伝統、気候風土などが生かされた特色ある文化芸術は、県民の共通の財産ですから、これを発展させていくとともに、将来の世代に引き継いでいくことが必要です。

- ・地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術は、住民の自信と誇りの源として、地域コミュニティを形成する核となるとともに、地域の魅力の再発見と発信、交流の促進をもたらし、ひいては新たな経済需要の創出にもつながると考えられている。
- ・また、地域の伝統的な民俗芸能は、現代の文化芸術のルーツ、原型としても重要な意味を持っているが、その一方で、人口減少と少子高齢化が進む社会にあって、地域の伝統的な芸能や民俗芸能が 消滅していくような状況がある。
- ・そこで、このような地域の特色ある文化芸術を発展させ、県民共通の財産として将来の世代に継承 していくことを、基本理念として定めたものである。

#### ■風土

気候その他の自然条件や土地柄

#### ■風土「等」

- · 伝説、民話、人物等
- ・その地域の固有産業、伝統産業、観光事業等
- ・その地域で独自の活動をしている個人又は団体

#### ■特色ある文化芸術

- ・その地域の歴史、伝説、民話、人物等を素材として生かした魅力ある文化芸術
- ・その地域の固有産業、伝統産業、観光事業等と密接に関連した、経済に付加価値を生み出す文 化芸術
- ・その地域の住民を中心に、その地域を拠点として活発に行われている文化芸術

## 第2条 基本理念 (第6項 地域社会の発展の基盤である文化力の向上)

6 文化芸術の振興に当たっては、豊かな人間性の涵養及び地域社会の発展のための不可欠な基盤として、文化力(文化芸術が人々及び社会に及ぼす影響力をいう。)が向上するよう考慮されなければならない。

【要旨】文化芸術が持つ力(文化力)、つまり、人々に感動を与えたり、地域の魅力を高めたりする力は、豊かな人間性をはぐくみ、地域社会を発展させるために欠かすことのできない基盤であり、これを高めていくことが必要です。

- 「文化力」は、文化芸術が人々を引き付ける魅力や社会に与える影響力のことをいう。
- ・今日、文化芸術は、人間が人間らしく生きるための糧として、豊かな人間性や創造力の涵養をもたらし、また、人間相互の連帯感を生み出し、共に生きる社会の基盤を形成することにより、豊かな県民生活と経済発展を支えると考えられている。
- ・たとえば、文化芸術による心の解放 (アートセラピー、ヒーリング) 等、文化が人間の活力を内面 から支え、伸ばしていく力が評価されている。
- ・文化芸術活動を通じた出会いと交流によって、人間社会の相互理解が促進されることが期待されて いる。
- ・また、文化芸術の活性化によって、人々の感性や創造性が高められるとともに、地域の魅力の増進 につながっていくことが期待されている。
- ・更に、文化芸術が、経済活動において新たな需要や高い付加価値を生み出す源泉ともなることが期 待されている。
- ・そこで、今後のひとづくりや地域づくりを支える社会基盤として、文化力が向上するように努めていくことを、基本理念として定めたものである。

## 第3条 県の責務 (第1項 施策の総合的な策定及び実施)

#### (県の責務)

第三条 県は、前条に規定する文化芸術の振興についての基本理念にのっとり、文化芸術の振興 に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

【要旨】県は、この条例の基本理念に基づいて、幅広い視点に立って文化政策を進める責任があります。

- ・第2条に掲げた基本理念を実現するため、県は、文化芸術の振興を県づくりの柱の一つとして位置づけ、施策を総合的に策定し、及び実施するべきことを、県の責務として定めたものである。
- ・文化芸術活動は、県民の自主的かつ創造的な取組により行われるものであり、それを基本として、 県は、県民の自主的な文化芸術活動が促進されるような環境づくりを進めるものである。
- ・施策を総合的に策定し、実施する方法の一つとして、第6条の基本方針の策定が挙げられる。

## 第3条 県の責務 (第2項 県民の意見の反映及び連携の促進)

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民の意見を反映させるよう努めるとともに、県民、文化芸術団体、文化施設、学校、事業者、市町等の間の連携を促進するよう努めるものとする。

【要旨】県は、文化行政に県民の意見を生かすように努めるとともに、県民と文化芸術団体、文 化施設、学校、事業者、市町などが互いに連携できるように働きかけていきます。

- ・文化芸術活動を行い、また、文化芸術を享受する主体は県民であることから、県民の意見を文化芸 術振興施策に反映させていくことを定めた規定である。
- ・文化芸術の振興は、県民総参加で、各主体がそれぞれその役割を認識し、協働して行われるべきことを基本理念に掲げており、県は、仲介役、調整役として、県民その他関係機関等の連携を促進するべきことを県の責務として定めたものである。

#### ■県民の意見の反映

パブリックコメントその他の意見募集、住民懇談会の開催、県民局等における行政資料閲覧及 び提供、各種事業におけるアンケート調査、県民意識調査の実施等

#### ■連携の促進

- ・各種団体、機関等の連絡会議、協議会、実行委員会などの組織化
- その他様々な方法によるコーディネート、マッチング等

## 第3条 県の責務 (第3項 地域振興等と連携した文化芸術の振興)

3 県は、地域の振興に関する施策と連携して文化芸術の振興を図るよう努めるとともに、行政 の各分野において、文化芸術の振興に資するように配慮した施策を推進するよう努めるものと する。

【要旨】県は、まちづくりや地域産業などの地域振興の行政と連携しながら文化行政を進めると ともに、県政のあらゆる分野において、文化芸術の振興につながるように考えながら行政を進 めていきます。

- ・今日、「行政の文化化」と言われるように、あらゆる行政分野の施策、事業、事務処理において、 文化的な視点を取り入れることが重視されている。
- ・また、公共土木工事や建築において、地域の歴史、文化等を反映したデザインを取り入れるなど、 文化芸術を活用して、行政施策の魅力や効用を高めようとする施策を推進することが、ひいては文 化芸術の振興にも寄与すると考えられている。
- ・更に、文化芸術に関連した産業を育成するなど、文化芸術が地域の振興の基盤となり、経済の活性 化にもつながることが期待されている。
- ・文化芸術は、心豊かな県民生活の実現や地域活力の増進など、県民福祉や地域振興の基盤となると ともに、県の様々な施策と一体となって、その効用を高めることにもつながることから、県は、行 政の各分野において、文化芸術と連携して施策を推進することを県の責務として定めたものである。

#### 第4条 市町との連携

#### (市町との連携)

- 第四条 県は、文化芸術の振興に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に努めるものとする。
- 2 県は、市町が自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた文化芸術の振興に関する施策を策定し、及び実施することを促進するため、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

【要旨】県は、市町とよく連絡をとり合い、協力し、応援しながら文化政策を進めていきます。

- ・住民に身近な文化芸術の振興を図る上で、市町にも大きな役割が期待されている。
- ・一方では、各地域ごとに、文化芸術振興の推進体制、施策、事業等の状況には差があり、各地域の 特色ある文化芸術の取組が将来に継承されていくのかどうかについて、県民の不安は大きいものが ある。
- ・文化芸術を創造し、享受することは人々の生まれながらの権利であり、文化芸術の振興に当たっては、県民が、どこに住んでいても県民の一人であるという気持を持つことができるようにすることを基本理念に掲げたところである。
- ・そこで、市町の自主性と主体性を基本としつつ、県の施策推進について市町との連携に努めるとと ともに、市町の施策推進について、県も市町に対し積極的な助言その他の支援に努めることを、県 の役割として定めたものである。

#### ■市町との連携

市町の意見要望の反映、市町を通じた情報収集と発信、市町と協力した事業実施(実行委員会への参画等)その他

## ■技術的な助言

市町が国等に対して助成申請を行う場合の計画書の作成、予算編成、政策ビジョン策定等における指導助言等

#### ■必要な支援

- ・当該市町の特性を生かした文化芸術振興施策の推進に資するような制度、事業等を紹介し、又 は斡旋すること。
- ・その他県の意見を述べ、又は提案すること等

## 第5条 県民の役割

#### (県民の役割)

第五条 県民は、文化芸術が県民生活及び地域社会において果たす役割についての理解を深める とともに、地域における主体的な文化芸術活動の発展及び将来の世代への継承に配慮するよう 努めることによって、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。

【要旨】県民は、文化芸術が県民の暮らしや地域づくりにおいて果たしている大きな役割を深く 理解します。また、地域で行われる文化芸術活動が盛んになり、将来の世代に引き継がれてい くように配慮します。

- ・文化芸術の振興については、県民の自主性を尊重することを基本としつつ、文化芸術が果たす役割 の重要性について、一人一人の県民の理解を深めていくことが不可欠である。
- ・また、文化芸術活動を行う者だけでなく、県民全体の問題として、地域の主体的な文化芸術活動が 発展し、及び継承されるように、一人一人の県民が、自分にできる方法で配慮、協力等をしていく ことが重要である。
- ・そこで、県民が文化芸術の振興に積極的な役割を果たすべきことを定めたものである

## 第2章 文化芸術の振興に関する基本的施策

#### 第6条 基本方針

#### (基本方針)

- 第六条 知事は、文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術 の振興に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。
- 2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 知事は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、基本方針を策定するに当たっては、あらかじめ、山口県文化芸術審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

【要旨】県は、文化政策を幅広い視点に立って計画的に進めるため、文化政策の基本的な方針を 定めます。この基本方針を定める際には、県民の意見をよく聴かなければなりません。

- ・条例は、文化芸術の振興に関する基本的な考え方や大きな枠組みを定めたものであることから、より具体的な施策推進の方向性に関する基本方針を定めることとしたものである。
- ・基本方針は、施策推進の基本的な考え方、取組の方向性、主要な施策、県の文化芸術の将来的な姿等を5年~10年の中長期的なスパンでとらえ、取りまとめることとなる。
- ・基本方針の策定及び改訂に当たっては、県民代表による審議会の意見を聴くほか、パブリックコメント、住民との懇談会その他県民の意見を反映するための措置を講ずる必要がある。

## 第7条 県民の鑑賞、参加及び創造の機会の充実

(県民の鑑賞、参加及び創造の機会の充実)

第七条 県は、広く県民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化祭の開催、文化芸術の公演、展示等の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

【要旨】県は、県民が文化芸術に触れたり、活動に参加したり、作品を創作したりする機会を充実するため、総合芸術文化祭など、様々な文化事業に取り組みます。

・県民誰もが文化芸術を創造するとともに、これを享受する生まれながらの権利を有するという基本 理念に基づき、県民が地域や世代等に限定されず、幅広く文化芸術活動を行うことができるように する必要がある。そこで、県民の発表機会、鑑賞機会等を充実し、及び提供するような施策を講ず るものである。

#### ■文化祭等

山口県総合芸術文化祭等

#### ■公演、展示等の実施

文化芸術イベント、ワークショップ等の開催

#### ■その他

県民が主体的に行う文化行事に対する後援、支援等

## 第8条 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第八条 県は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術 活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

【要旨】県は、高齢者や障害者が文化芸術活動を活発に行うことができるようにするための対策 に取り組みます。

- ・県民誰もが文化芸術を創造するとともに、これを享受する生まれながらの権利を有するという基本 理念を掲げたところであり、高齢者、障害者、子育て中の保護者のように、文化芸術活動に参加す る上で不利な条件を有する者が文化芸術に容易にアクセスできるような条件を整備することによっ て、すべての人々が自己の感性や創造性を遺憾なく発揮できるようにすることが必要である。
- ・また、団塊の世代が定年退職を迎える中、文化芸術によって、人々が生涯を通じて生き生きと活躍 することのできる生涯現役社会づくりにもつなげていくことが必要である。
- ・更に、地域ではぐくまれた個性的な文化の発展や子どもたちへの継承を図る上で、高齢者等の豊富 な知識や経験を活用していくことが必要である。
- ・そこで、高齢者、障害者、子育て中の保護者などが文化芸術活動に容易に参加できるような施策を 講ずるものである。

#### ■高齢者、障害者「等」

子育て中の保護者その他文化芸術活動に参加する上で不利な条件を有する者

#### ■環境の整備

- ・文化施設における高齢者等の入場料等の減免
- ・県、文化施設等が主催するイベントにおける託児サービスの促進等
- ・文化施設のバリアフリー対策、ユニバーサルデザインの推進等

#### ■その他

健康福祉祭、障害者芸術文化祭の開催等

## 第9条 子どもの文化芸術活動の充実

(子どもの文化芸術活動の充実)

第九条 県は、子どもが行う文化芸術活動の充実を図るため、子どもを対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、子どもによる文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

【要旨】県は、次代を担う子どもたちが文化芸術活動を活発に行うことができるようにするため の対策に取り組みます。

- ・条例の前文において、子どもの頃から文化芸術に親しむことのできる環境づくりを通じて、県民の 暮らしの中に文化芸術が根付いた、潤いのある豊かな地域社会を作ることを謳っている。
- ・そこで、次代を支える子どもたちの豊かな人間性を涵養するため、子どもたちが生きた文化芸術に触れ、感性や創造性をはぐくむ取組など、子どもによる文化芸術活動に対する支援に努める施策を 講ずるものである。
- ・文化ホール、美術館、博物館、図書館等の文化施設の事業においても、積極的に子どもたちと関わっていくような取組が必要である。

#### ■子ども

概ね18才未満の者ないしは未成年者

#### ■公演、展示等

子どもを対象とした鑑賞会、ワークショップ等

#### ■子どもによる文化芸術活動への支援

- ・伝統文化子ども教室の推進、児童劇団、少年少女合唱団等の活動への後援、情報発信等の協力
- 文化施設等の利用料金の減免

#### ■その他

学校五日制や「家庭の日」を生かした土・日の取組

## 第10条 学校教育における文化芸術活動の充実

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第十条 県は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習その他の教育の充実、芸術家、文化芸術団体等による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

【要旨】県は、学校教育の中で子どもたちが文化芸術に触れたり、文化芸術活動を活発に行うことができるようにするための対策に取り組みます。

- ・学校は、子どもたちが一日の相当部分を過ごす場所であり、また、集団生活の場として、子どもたちの人格形成や感性、創造性をはぐくむ上で極めて重要な場である。
- ・学校の文化クラブ活動の経験者が、大人になって文化芸術の指導者となるケースが多いように、学校教育における文化芸術活動は、文化芸術の担い手(創造者、指導者、後援者等)を育成する土壌でもある。
- ・また、学校における文化芸術の鑑賞体験は、文化芸術の発展を支えるために必要な「良き鑑賞者」 の育成にもつながる。
- ・更に、次世代の子どもたちが、その地域の伝統芸能、民俗芸能等を知り、理解し、伝承していく上でも、学校という場が果たす役割は大きいものがある。
- ・そこで、学校は文化芸術振興の重要な推進主体の一つであるとの基本理念に基づき、学校教育(授業、部活動等)において、子どもたちが文化芸術について鑑賞し、参加し、創造し、又は学習する機会の充実を図るような施策を講ずるものである。

#### ■学校教育における

授業、クラブ活動、生徒指導等の場における

#### ■体験学習その他

- ・芸術鑑賞会の開催その他文化芸術に関する体験学習、美術館の出前講座等
- ・県中学校総合文化祭、県高等学校総合文化祭等の開催
- ・学校文化祭、クラブ活動等の充実

#### ■芸術家、文化芸術団体等による協力への支援

- ・文化芸術団体等が自主的に学校を訪問して行う公演等への支援
- ・芸術家等による学校訪問公演や、学校の授業・部活動等に対する芸術家等の指導、協力活動に 対する支援

## ■その他

学校現場において積極的に文化芸術活動に取り組んでいる教職員が活動しやすい環境づくり

## 第11条 地域の特色ある文化芸術の振興

#### (地域の特色ある文化芸術の振興)

第十一条 県は、地域の特色ある文化芸術の振興を図るため、地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する活動への支援その他の必要な施策を 講ずるものとする。

【要旨】県は、県内のいろいろな地域の歴史や伝統、自然、産業その他と結びついた特色ある文 化芸術が盛んになるようにするための対策に取り組みます。

- ・地域固有の伝統芸能及び民俗芸能については、過疎化や少子高齢化により、後継者がいないなど、 危機的な状況が見られるところである。
- ・各地域における文化芸術の振興を基盤として、住民のコミュニティの形成、観光交流の活性化、文 化芸術に関する地域産業の育成などの地域振興を図ることが期待されている。
- ・そこで、各地域における住民の主体的な取組や、地域の歴史、風土、先人その他の文化資源を生かして、地域の特色ある文化芸術の振興を図ることにより、住民の自信と誇りや、地域社会の魅力の 創造やアイデンティティの形成を促進し、活力のある元気な地域をつくるような施策を講ずるもの である。

#### ■地域の特色ある文化芸術

- ①地域の歴史、風土、先人、文化財その他の文化資源を生かした文化芸術活動及びその成果 (例)大内文化、明治維新、金子みすゞ、宇野千代、中原中也その他
- ②地域に代々受け継がれてきた伝統芸能及び民俗芸能
  - (例) 鷺流狂言(山口市)、人形浄瑠璃(光市)、俵山女歌舞伎(長門市)、神楽舞、獅子舞等
- ③地域の伝統産業、観光産業、文化関連産業その他と結びついた文化芸術 (例) 萩焼、赤間硯、金魚ちょうちん、ファッション、デザイン、フィルムコミッション等
- ④住民主体により当該地域を拠点として活発に取り組まれている文化芸術活動及びその成果 (例)アートふる山口、合唱のまち○○、映画のまち○○、その他

#### ■支援

後援名義の提供、知事賞の交付、助成金の交付、情報提供、広報協力、助言その他

## 第12条 交流の促進及び国内外への発信

(交流の促進及び国内外への発信)

第十二条 県は、県民による魅力ある文化芸術の創造及び享受に資するため、文化芸術に関する 交流を促進するとともに、地域の文化芸術を国内外に発信するよう努めるものとする。

【要旨】県は、県民の手で魅力ある文化芸術を作り出したり、また、それを楽しむことができるようにするため、文化芸術に関する交流を促進するとともに、地域の文化芸術を国内外に発信していくように取り組みます。

- ・文化芸術交流は、地域の魅力を、県内だけでなく県外、国外にも発信することにより、地域のイメージアップをもたらし、観光その他の新たな経済需要を創出するものとして期待されている。
- ・また、文化芸術の発信が、地域間の新たな交流を創出することも期待されている。
- ・更に、文化芸術交流が、異なる文化の相互理解につながり、国内外の平和と安定にも資するととも に、異なる文化の出会いから新たな文化の創造の可能性が生まれることが期待される。
- ・文化芸術に関する交流は、県民の自主的な活動成果の発表の機会として、又はこれを鑑賞する県民 等の出会いをきっかけとして、新たな文化芸術の創造や鑑賞を可能にし、また、県民が新たな文化 芸術活動に取り組む動機付けとなるなど、文化芸術活動の活性化につながることから、これを推進 する施策を講ずるものである。

#### ■交流の促進及び国内外への発信

- ・総合芸術文化祭その他の全県規模の文化芸術イベントの実施
- ・全国規模の文化芸術イベントの開催又は大会誘致
- ・国民文化祭への県民、文化芸術団体の派遣
- ・山東省、慶尚南道、ナバラ州その他との国際交流
- ・秋吉台国際芸術村におけるアーティスト・イン・レジデンス(滞在型創作活動)
- ・萩焼400年展(2000年度、パリで開催)
- ・山口県を舞台とし、又は素材とした小説、漫画、アニメ、ドラマ、映画等への支援

## 第13条 担い手の育成及び確保

#### (担い手の育成及び確保)

第十三条 県は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能及び民俗芸能の伝承者、文化 財の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画を行う者、文 化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「担い手」という。)の育成 及び確保を図るため、教育の充実、研修への支援、能力を発揮する機会の確保その他の必要な 施策を講ずるものとする。

【要旨】県は、文化芸術を担う人材、たとえば、文化芸術を創造したり、伝承したり、企画したり、文化施設の管理運営を行うような人材を育成し、確保するための対策に取り組みます。

- ・人材の育成と確保には、長期的な視点が必要であることから、若手の活動家や専門職員等の能力を 高めるための研修や、能力発揮の機会の確保、活躍の場の提供を行うことが必要である。
- ・また、一部の分野については、活動している県民の高齢化が進行しており、指導者等の後継者の確保が大きな課題となっているところである。
- ・そこで、文化芸術の振興の基盤となる人材の育成と確保を図るための施策を講ずるものである。

#### ■創造的活動を行う者

文筆家、画家、工芸家、演奏家、作曲家、脚本家、演出家、デザイナー、舞踊家、振付家等

#### ■文化芸術活動の企画を行う者

アートマネジメントを行う者、プロデューサー

#### ■教育の充実

- ・山口県立大学文化創造学科の取組
- ・各大学その他の教育機関と連携した取組

#### ■研修への支援

ホールスタッフ研修等の実施、派遣、斡旋等

#### ■能力を発揮する機会の確保

- ・県主催の文化イベントにおける指導者、演出家、出演者等としての登用
- ・文化施設のワークショップ、アウトリーチ事業等における指導者としての登用
- ・文化政策、文化事業等の推進に係る各種実行委員会、協議会における委員としての登用

## 第14条 顕彰

#### (顕彰)

第十四条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者を顕彰することにより、県民の文化芸術に対する関心及び文化芸術活動を行う意欲を高めるとともに、文化芸術活動を行う者の能力を活用した文化芸術の発展を図るため、優れた業績の調査、記録及び周知、過去又は現在の優れた芸術家その他に係る公演、展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

【要旨】県は、文化芸術活動で活躍したり、文化芸術の発展に尽くした人々を世の中に広く知ら しめることによって、県民の文化芸術に対する関心や意欲を高めるとともに、文化芸術の発展 のために優れた人材の能力を活用するように取り組みます。

- ・文化芸術活動において県民の模範となる者(現在活躍中の者だけでなく、郷土の文化の先人等を含む。)の顕彰に努めることにより、文化芸術活動の活性化を図るため、必要な施策を講ずるものである。
- ・顕彰の対象としては、県内在住者に限らず、本県の文化芸術の振興に寄与した者であれば、県にゆかりのある県外在住者も該当するものである。

#### ■顕著な成果を収めた者

- ・コンクール等での入賞、一流団体との共演、個展の開催その他の顕著な活躍をした者
- ・後世まで評価される作品その他の業績を残した者

#### ■振興に寄与した者

- ・指導者として多くの後進を育成した者
- ・文化芸術団体の設立、運営、育成等に貢献した者
- ・長年の活動により、文化芸術の水準の向上、裾野の拡大、基盤の強化に貢献した者
- ・その他、県民の文化意識の向上に貢献した者

#### ■優れた業績の調査、記録及び周知

表彰、事例集(記録集、作品集等)の発行、出前講座実施、広報誌又はWEBサイトでの紹介

#### ■過去又は現在の優れた芸術家に係る公演、展示等

- ・芸術家自身による公演、又はある芸術家の作品をテーマとした美術展等
- ・過去の芸術家の生涯又は作品等を素材とした演劇等の創作作品の制作、上演

#### ■過去又は現在の優れた芸術家「その他」に係る公演、展示等

- ・研究者又はコレクターによる蒐集品を活用した美術展等
- ・優れたプロデューサーによる企画、公演等

## 第15条 文化施設の充実

#### (文化施設の充実)

第十五条 県は、文化施設の充実を図るため、施設の整備、文化芸術の公演、展示等の実施、担い手の配置、文化芸術に関する作品の記録及び保存その他の必要な施策を講ずるものとする。

【要旨】県は、文化芸術の拠点である文化施設を充実するため、施設の整備、コンサートや展覧会の実施、人材の配置、所蔵作品の充実などに取り組みます。

- ・県民が多様な文化芸術を創造・発表したり、参加・体験したり、鑑賞する拠点として、文化施設の 果たす役割は極めて重要である。
- ・文化施設は、住民に多様な文化芸術を鑑賞し、また、これに参加する機会を提供するとともに、地域の文化芸術活動をマネジメントしていく重要な役割を担っている。
- ・また、文化施設は、文化芸術を中心に地域住民のネットワークやコミュニティを形成するシンボル 的な施設としても重要な意味を持っている。
- ・そこで、文化施設の施設の充実、事業の充実、人材の充実等を図るための施策を講ずるものである。
- ・県民が、その居住する地域にかかわらず等しく文化芸術に参加できるような環境を整備するためには、県立文化施設のほか、市町の文化ホールや民間の文化施設の充実も必要であり、県と各施設の連携や施設間の連携を図ることが必要である。

#### ■文化施設

劇場、音楽堂、美術館、博物館、図書館等

#### ■施設の整備

新増改築、修繕、設備器具等の整備

#### ■作品の記録及び保存

- ・文化事業に関する報告書、記録集、図録等の作成
- ・美術館の所蔵品の充実、デジタルコンテンツの充実

#### ■その他の施策

- ・利用料金の設定、利用許可条件その他の管理運営に関するルールの整備
- ・事業又は管理運営における県立施設相互の連携、及び県立施設と市町立施設等との連携
- ・文化施設を対象とする助成制度、研修制度等の紹介、指導、斡旋

## 第16条 身近な文化芸術活動の場の充実

#### (身近な文化芸術活動の場の充実)

第十六条 県は、県民にとって身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、文化施設、学校施設、 社会教育施設その他の施設を容易に利用することができるようにするための措置を講ずること その他の必要な施策を講ずるものとする。

【要旨】県は、県民が日常的に文化芸術活動を行う場所を充実するため、文化施設、学校施設、 社会教育施設その他の施設を利用しやすくするための対策に取り組みます。

- ・県民の文化芸術活動に対する意欲の受け皿として、県民の日常的な文化芸術活動の場の充実を図ることが重要であることから、各地域における様々な文化施設、社会教育施設、学校施設その他の施設等の開放を促進し、県民が利用しやすい条件を整備するための施策を講ずるものである。
- ・県立施設のほか、市町や民間の施設の開放の促進も期待されるところである。

#### ■身近な文化芸術活動の場

- ・県民が日常的に行う練習・創作の場
- ・県民の発表・展示の場
- ・県民の日常活動に係る作品・機材の保管の場 等

#### ■容易に利用することができるようにするための措置

- 利用可能時間、利用料金、利用可能条件、利用受付期間等の制度改善又は運用改善
- ・構造の改善(防音対策、段差解消等)、設備備品等の充実改善
- ・その他施設開放のルールの整備等

#### ■その他の施設

- ・国や地方公共団体の産業施設、観光施設、福祉施設、庁舎等
- ·企業施設、民間住宅等

## 第17条 情報の収集及び提供

#### (情報の収集及び提供)

第十七条 県は、県民による自主的な文化芸術活動の促進を図るとともに、県民、文化芸術団体、 文化施設、学校、事業者、市町等が行う文化芸術の振興のための取組を支援するため、文化芸 術に関する情報を収集し、及び提供するよう努めるものとする。

【要旨】県は、県民の文化芸術活動を盛んにするため、文化芸術に関する情報を広く収集し、県 民に提供するように取り組みます。

- ・文化芸術活動は、個人、グループ、地域の単位で行われることが多いため、個性的で独創的な活動 であっても、それが県外はもちろん県内でも知られていないことが多い。
- ・また、文化芸術活動の振興に有効な人材情報や支援制度に関する情報がありながら、それが県民に 浸透しておらず、十分に活用されていない状況がある。
- ・文化芸術の振興を、県民総参加・地域ぐるみによる連携と協働により進めるためには、豊富な情報 を県民が共有することが重要である。
- ・地域の個性的又は伝統的な文化芸術活動や、芸術家等に関する情報を積極的に発信することにより、 交流等の促進や、地域のイメージアップにつなげていくことが期待されている。
- ・そこで、県は、文化芸術の振興に当たり、市町、文化施設、教育機関、文化芸術団体等の情報ネットワークの中心となることから、インターネットや県民ネットワーク等を活用した、文化芸術に関する情報を積極的に収集し、及び提供するよう努めるものである。

#### ■文化芸術の振興のための取組

- ・鑑賞機会、発表機会、体験機会等の提供
- ・芸術家や文化芸術団体による育成
- ・助成金の交付
- ・行政上の支援施策等

#### 第18条 民間の支援活動の活性化

#### (民間の支援活動の活性化)

第十八条 県は、個人又は民間の団体が行う文化芸術に関するボランティア活動、メセナ活動(社会貢献活動として文化芸術を保護し、又は文化芸術活動を支援する活動をいう。) その他文化芸術活動を支援する活動の活性化を図るため、これらの活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

【要旨】県は、文化ボランティア活動や企業メセナ活動などの文化芸術を支える活動が活発に行われるようにするための対策に取り組みます。

- ・文化芸術の振興を図るためには、公的な支援だけでなく、個人や団体、事業者等の自主性に基づく 民間の支援活動(文化ボランティア活動や企業メセナ活動)が活発化することが期待されている。
- ・文化施設のボランティアは、文化施設における最も身近な観客、モニターであるとともに、文化施設と地域住民をつなぐ橋渡し役でもあることから、地域の文化芸術を発展させていく上で、文化ボランティアに期待される役割は大きいものとなっている。
- ・そこで、文化ボランティア活動や企業メセナ活動を活性化するため、県民、事業者等に対する普及 啓発、情報提供、職場の理解の促進などの環境整備のための施策を講ずるものである。

#### ■ボランティア活動

本人の自発的で自由な意思に基づき、自らの価値観で独自の行動を選択できる無償の労働行為

#### ■メセナ活動

企業の社会貢献活動として行われる支援活動であり、即効的な販売促進や広告宣伝効果を求めるものとは異なる。

## ■環境の整備その他必要な施策

- ・文化ホール、美術館その他の文化施設におけるボランティアの充実
- ・県民活動関係のNPO等との連携
- ・企業メセナにより実施される文化事業に対する県の後援
- ・模範的企業名及び模範的活動事例の紹介等
- ・政策入札制度による企業への支援
- ・研修会の開催、情報提供その他の理解を深めるための措置

## 第19条 推進体制の整備

#### (推進体制の整備)

第十九条 県は、県民、文化芸術団体、文化施設、学校、事業者、市町等と連携しつつ、文化芸 術の振興に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

【要旨】県は、県民、文化芸術団体、文化施設、学校、事業者、市町等と協力しながら積極的に 文化政策を進めるため、組織づくりやネットワークづくりに取り組みます。

- ・文化芸術の振興は、すべての県民、団体等が役割を担っているものであり、社会全体でともに考え、 取り組むべき課題であるということを、基本理念として定めたところである
- ・そこで、県は、県民、関係機関等との連携と協働により文化芸術の振興を図るため、県と市町、文 化芸術団体、文化施設、県庁内各部局等の連携体制の充実に積極的に取り組むものである。

#### ■体制の整備

- ・山口県文化連盟、山口県文化振興財団、公立文化施設協議会その他の組織の充実に関する支援 及び連携の促進
- ・ 県庁内の部局横断的な施策推進体制の整備
- ・県と市町との連絡会議その他の連携体制の整備
- ・個々の施策を推進するための県民参加型の協議会、実行委員会等の設置

## 第20条 財政上の措置

(財政上の措置)

第二十条 県は、文化芸術の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【要旨】県は、文化政策を進めるために必要な予算を確保するように努力します。

- ・条例の理念を形骸化させず、実効性を担保するためには、財政的な裏付けが不可欠である。
- ・そこで、県は、文化芸術の振興に関し、総合的かつ計画的な施策推進を図るため、各年度の財政状況を踏まえた最適の予算措置を行うことを定めたものである。

## 第21条 年次報告

#### (年次報告)

第二十一条 知事は、毎年、県議会に、文化芸術の振興の状況及び文化芸術の振興に関する施策 について報告するとともに、これを公表しなければならない。

【要旨】県は、毎年、山口県の文化芸術の有り様や、県が行っている文化政策の取組について取りまとめて、県議会をはじめ広く県民に公表します。

- ・文化芸術振興施策に対する県民の理解を促進するとともに、県民の参画により文化芸術の振興を進めるため、文化芸術振興の状況等について取りまとめ、県議会及び一般県民に対して公開することを定めたである。
- ・具体的には、文化芸術の振興に関する年次報告書(白書)として県議会に提出するとともに、県民 に公開するものである。

## 第3章 山口県文化芸術審議会

#### 第22条 山口県文化芸術審議会

- 第二十二条 文化芸術に関する重要事項についての調査及び審議並びに文化芸術に関する施策に ついての建議に関する事務を行わせるため、審議会を置く。
- 2 審議会は、委員二十人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

【要旨】県は、県民や専門家の意見を文化政策に生かすため、審議会を設置します。

- ・文化芸術には、幅広い多様な分野があり、また、文化芸術振興施策の成果は、数値化が困難なもの や、数値の大小だけでは評価できないものが多い。このため、施策の形成と評価に当たっては、幅 広い地域、世代、分野等から選任された県民の参画により、長期的・全県的な視点で施策形成に参 画し、客観的かつ有効な評価を行うことが必要である。
- ・そこで、条例の理念を形骸化させず、実効性を担保するため、県民の参画により、施策に関する調査、審議等を行う審議会を設置することを定めたものである。
- ・審議会等を県民に開かれたものとするために、一般公募による委員が置かれる。

#### ■文化芸術に関する重要事項

- ・第6条に規定する基本方針その他の中長期的計画の策定及び改訂
- ・文化政策の推進に関する重要な方針の決定及び変更

## ■施策についての建議

施策、事業等に関する提案、具申等

## ◇附 則 (施行期日)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

・この条例は、平成19年12月5日に県議会に提案され、同月21日に議決、同月25日に公布(平成19年山口県条例第55号)され、同日付けで施行された。

## 〇山口県文化芸術振興条例(平成19年12月25日 山口県条例第55号)

原文縦書

目次

前文

第一章 総則 (第一条—第五条)

第二章 文化芸術の振興に関する基本的施策 (第六条-第二十一条)

第三章 山口県文化芸術審議会(第二十二条)

附則

私たちの住む山口県は、三方が海に開け、美しく変化に富んだ地勢に恵まれている。いくたびも歴史の表舞台となったこの地では、古くから多くの人と文物が交流し、中世の大内文化をはじめとする多彩な文化芸術がはぐくまれ、歴史を今に伝える個性豊かなふるさとが形づくられてきた。

この文化的な風土のもと、先哲の教えを受けて輩出した多くの逸材が明治維新の偉業を成し遂げ、我が国の近代化の基礎を造った。その後、戦後の経済発展によって、今日、物質的な豊かさがもたらされたものの、その一方で、経済効率優先の風潮は、人間関係の希薄化を招き、心のゆとりを失わせている。

このような時代にあって、日々の暮らしに潤いを与え、人々に生きる喜びをもたらしてくれる文化芸術を、一層身近なものとすることが求められている。今こそ、県民一人一人が自信と誇りを持ち、互いの価値観を尊重し、手を取り合って生きていくために、誰もが子どもの頃から文化芸術に親しむことのできる、真に豊かな社会を創造していかなければならない。

私たちは、これまで培われてきた歴史と伝統を尊重し、多様な文化芸術を生活の中に生かしていく とともに、ふるさと山口県の魅力を内外に発信し、将来にわたり、人々と喜びを分かち合っていきた いと願う。

ここに、私たちは、国民文化祭・やまぐち二〇〇六で発揮された、文化芸術を尊重し、その創造に 挑戦する文化維新の精神を受け継ぎ、県民一人一人が燦めく元気県を築くことを決意し、この条例 を制定する。

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、文化芸術の振興について、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かで潤いのある県民生活及び個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

- **第二条** 文化芸術の振興に当たっては、県民の自主性及び創造性が十分に尊重されるとともに、その 能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、及び享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、県民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 3 文化芸術の振興は、県民、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う団体 (以下「文化芸術団体」という。)、文化施設、学校、事業者、市町、県等がそれぞれその果たす べき役割を認識し、かつ、協働して取り組まれなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、芸術、伝統芸能、民俗芸能、生活文化その他の多様な文化芸術の 保護及び発展が図られるとともに、国内外においてその価値が認められるような文化芸術が発展す

るよう考慮されなければならない。

- 5 文化芸術の振興に当たっては、地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られるとともに、それが県民共通の財産として将来の世代に引き継がれるよう考慮されなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、豊かな人間性の涵養及び地域社会の発展のための不可欠な基盤として、文化力(文化芸術が人々及び社会に及ぼす影響力をいう。)が向上するよう考慮されなければならない。

#### (県の責務)

- **第三条** 県は、前条に規定する文化芸術の振興についての基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民の意見を反映させるよう努めると ともに、県民、文化芸術団体、文化施設、学校、事業者、市町等の間の連携を促進するよう努める ものとする。
- 3 県は、地域の振興に関する施策と連携して文化芸術の振興を図るよう努めるとともに、行政の各分野において、文化芸術の振興に資するように配慮した施策を推進するよう努めるものとする。

#### (市町との連携)

- **第四条** 県は、文化芸術の振興に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に 努めるものとする。
- 2 県は、市町が自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた文化芸術の振興に関する施策を策定し、 及び実施することを促進するため、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。 (県民の役割)
- **第五条** 県民は、文化芸術が県民生活及び地域社会において果たす役割についての理解を深めるとともに、地域における主体的な文化芸術活動の発展及び将来の世代への継承に配慮するよう努めることによって、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。

#### 第二章 文化芸術の振興に関する基本的施策

#### (基本方針)

- 第六条 知事は、文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。
- 2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項そ の他必要な事項を定めるものとする。
- 3 知事は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、基本方針を策定するに当たっては、あらかじめ、山口県文化芸術審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

## (県民の鑑賞、参加及び創造の機会の充実)

第七条 県は、広く県民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化祭の開催、文化芸術の公演、展示等の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第八条 県は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動 が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (子どもの文化芸術活動の充実)

**第九条** 県は、子どもが行う文化芸術活動の充実を図るため、子どもを対象とした文化芸術の公演、 展示等への支援、子どもによる文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (学校教育における文化芸術活動の充実)

第十条 県は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習その他の教育の充実、芸術家、文化芸術団体等による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (地域の特色ある文化芸術の振興)

第十一条 県は、地域の特色ある文化芸術の振興を図るため、地域における文化芸術の公演、展示等 への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (交流の促進及び国内外への発信)

第十二条 県は、県民による魅力ある文化芸術の創造及び享受に資するため、文化芸術に関する交流 を促進するとともに、地域の文化芸術を国内外に発信するよう努めるものとする。

#### (担い手の育成及び確保)

第十三条 県は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能及び民俗芸能の伝承者、文化財の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「担い手」という。)の育成及び確保を図るため、教育の充実、研修への支援、能力を発揮する機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (顕彰)

第十四条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者を顕彰することにより、県民の文化芸術に対する関心及び文化芸術活動を行う意欲を高めるとともに、文化芸術活動を行う者の能力を活用した文化芸術の発展を図るため、優れた業績の調査、記録及び周知、過去又は現在の優れた芸術家その他に係る公演、展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (文化施設の充実)

第十五条 県は、文化施設の充実を図るため、施設の整備、文化芸術の公演、展示等の実施、担い手の配置、文化芸術に関する作品の記録及び保存その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (身近な文化芸術活動の場の充実)

第十六条 県は、県民にとって身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、文化施設、学校施設、社会教育施設その他の施設を容易に利用することができるようにするための措置を講ずることその他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (情報の収集及び提供)

第十七条 県は、県民による自主的な文化芸術活動の促進を図るとともに、県民、文化芸術団体、文化施設、学校、事業者、市町等が行う文化芸術の振興のための取組を支援するため、文化芸術に関する情報を収集し、及び提供するよう努めるものとする。

#### (民間の支援活動の活性化)

第十八条 県は、個人又は民間の団体が行う文化芸術に関するボランティア活動、メセナ活動(社会 貢献活動として文化芸術を保護し、又は文化芸術活動を支援する活動をいう。)その他文化芸術活 動を支援する活動の活性化を図るため、これらの活動が活発に行われるような環境の整備その他の 必要な施策を講ずるものとする。

#### (推進体制の整備)

第十九条 県は、県民、文化芸術団体、文化施設、学校、事業者、市町等と連携しつつ、文化芸術の 振興に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

#### (財政上の措置)

**第二十条** 県は、文化芸術の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (年次報告)

第二十一条 知事は、毎年、県議会に、文化芸術の振興の状況及び文化芸術の振興に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

#### 第三章 山口県文化芸術審議会

- **第二十二条** 文化芸術に関する重要事項についての調査及び審議並びに文化芸術に関する施策についての建議に関する事務を行わせるため、審議会を置く。
- 2 審議会は、委員二十人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 〇山口県文化芸術審議会規則(平成19年12月25日 山口県規則第104号) 原文縦書

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県文化芸術振興条例(平成十九年山口県条例第五十五号)第二十二条第四項の規定に基づき、山口県文化芸術審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任期)

- **第二条** 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

- 第三条 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第四条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (庶務)
- 第五条 審議会の庶務は、環境生活部文化振興課において処理する。

(その他)

**第六条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って 定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 制定の沿革

平成19年 5月22日	第1回山口県文化振興条例検討懇話会
6月20日	第2回山口県文化振興条例検討懇話会
7月19日	第3回山口県文化振興条例検討懇話会
7月27日	条例中間案に対するパブリック・コメント (~8月27日)
8月	条例中間案に関する地域懇談会 (7日:下関市、9日:萩市、10日:岩国市、18日:山口市、20日:周南市)
9月13日	第4回山口県文化振興条例検討懇話会
10月29日	第5回山口県文化振興条例検討懇話会
11月21日	「山口県の文化振興に関する条例検討報告書」を懇話会から知事に提出
12月21日	「山口県文化芸術振興条例」案、県議会で可決
12月25日	山口県文化芸術振興条例(平成19年山口県条例第55号)公布、施行

## 逐条 山口県文化芸術振興条例 平成20年2月発行

## 山口県環境生活部文化振興課

〒753-8501 山口市滝町1番1号 TEL 083-933-2610 FAX 083-933-4829 E-mail a19300@pref.yamaguchi.lg.jp http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a19300/index/